

リビ

租登第六八七号鑛區台帳
移上三戸

JAG

共同石炭

6

4



鉦区番号	福岡県組鉦区登録済687号
増区事由	
鉦区所在地	福岡県嘉穂郡稲葉町地内
鉦区面積	4.334 アール
出願年月日	昭和35年 9月30日
登録年月日	昭和35年 11月11日
鉦業者 住所氏名	東京都中央区銀座七丁目五番地1号 共同石炭鉦業株式会社 入交 太蔵

租 賃 収 入 申 請 認 可 通 知

福通出 第 47 号 昭和 35 年 7 月 26 日 申請

福岡県 穂積郡 穂積町 地内
租 賃 収 入 申 請 第 47 号 第 1 号 第 1 号 第 1 号 第 1 号

申請期間 設定登録の日から開始する

賃 賃 者 福岡石炭産業株式会社
賃 賃 者 三井炭産業株式会社

上記申請は別紙四面の区域について認可したから通知する。

昭和 35 年 11 月 11 日

福岡通商産業局長 川 瀬 鏡

租 賃 収 入 申 請 第 47 号

昭和 35 年 7 月 26 日 申請

順位番号 第 1 号

上 記 登 録 済



租額小口登録申請認可通知

預通出 昭 35 年 第 47 号 昭和 35 年 11 月 11 日 申請

四国志穂郡結原町地内

新開地 昭 35 年 第 47 号 新開地 昭 35 年 第 47 号 新開地 昭 35 年 第 47 号

7 業期間 設帳登録の日が 昭 35 年 11 月 11 日

租額申者 共同石炭産賣株式会社

営業権者 三井物産株式会社

上記申請は別紙附函の区域について認可したから通知する。

昭和 35 年 11 月 11 日

福岡通商産業局長 川瀬 健

福岡租額小口登録第 687 号

昭和 35 年 11 月 11 日 登録

項に番号 并 / 番

上記登録済



租 織 入 付 申 請 認 可 通 知

新 通 出 給 付 第 47 号 昭 和 35 年 7 月 24 日 申 請

福 岡 県 志 穂 郡 結 城 町 地 内
新 規 租 織 入 付 申 請 認 可 通 知 書
租 織 入 付 申 請 認 可 通 知 書

方 設 定 期 間 設 定 登 録 の 日 が 昭 和 35 年 7 月 24 日

租 織 入 付 者 茨 田 石 炭 産 業 有 限 公 司
業 者 三 井 物 産 有 限 公 司

上 記 申 請 は 別 紙 附 属 の 区 域 に つ い て 認 可 し た か ら 通 知 す る。

昭 和 35 年 11 月 11 日

福 岡 通 商 産 業 局 長 川 瀬 健

租 織 入 付 申 請 認 可 通 知 書 第 087 号

昭 和 35 年 7 月 24 日 登 録

項 目 番 号 第 1 号

上 記 登 録 済

租賦成金申請認可通知

福通出 第 67 号 昭和 35 年 11 月 11 日 申請

町界高穂砂結東町地内

非 常 租 賦 成 金 申 請 第 67 号 認 可 通 知 書 第 67 号
成 金 申 請 書

申請期間 設定登録の日から昭和35年11月11日迄

申請者 木岡石炭産業株式会社

抵当権者 三井物産株式会社

上記申請は別紙附置の区域について認可したから通知する。

昭和 35 年 11 月 11 日

福岡道商産業局長川瀬 健

福岡県出 第 67 号

昭和 35 年 11 月 11 日

届出番号 第 1 号

上記登録済



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭

鉱業株式会社

目吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

昭和 年 月 日

上
三
尺
租
登
才
六
八
七
号

設
備
設
計
書

福 岡 県 嘉 穂 郡 稻 菜 町 鴨 生 5 5 番 地

三 井 鉱 山
株 式 会 社 山 野 鉦 業 所

電 話 飯 塚 2 1 9 0 番

所長

租本付 687号

明治三十二年七月三十一日
三井物産株式会社
三井物産株式会社

租本付 687号

振興
租本付
のうとする者

三井物産株式会社
共同石炭産出株式会社

租本付 687号
付 11. 11. 付

租賦権の設定申請書

一 申請区域の所在地および面積

福岡県高橋郡植木町

面積 四千六百拾四アール

二 目的とする賦物の名称

石炭、耐火粘土

三 採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録簿第五七九号

四 特定した鉱床

石炭層のうち本層群中の上二尺層並にこれに附随する耐火粘土

五 存続期間

設定登録の日より昭和拾陸年拾壹月迄拾貳日迄とする。

六 租賦料ならびにその支払の時期および方法

租賦料は金貳百拾七萬圓千四也とし、租賦権設定登録と同時に支払う。

右の区域において、租賦権の設定を認可されたく区域圖（鉱床圖並に採掘権の說明書）を提出し、理由書および契約書添えて申請します。

昭和拾五年九月二日

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

租賦権者とな 共同石炭鉱株式会社
らうとする者

右代表取締役 入 交 大 蔵

福岡県高橋郡福崎町大字才田武大番地の地

右代理人 矢 島 四 郎

東京都中央区日本橋區町突丁目遊藝地

堀 堀 権 三井鉱山株式会社

右代表取締役 栗 本 幹

福岡県高橋郡福崎町大字碓生五番地

三井鉱山株式会社山野炭礦所

右代理人 原 納 又 夫

福岡運輸産業局長

川 瀬 敏 治 殿

鉱 床 説 明 書

本組鉱床設定申請区域は山地丘陵地であり、地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩で成層し、此の間に東方層群、中の竹谷層群、本層群および大鏡層群を含む露頭は申請区域の西部にあり、当区域に向つて傾斜し申請区域に進展する。

炭層深度は竹谷層群、本層群間は六九米、本層群大鏡層群間は約一五一米である。

本層群は申請区域の西部に略南北に走る五互米層上り近層と申請区域の東部に南北に延びる層上り約一〇米の正層がある。

本申請目的炭層たる本層群中の上二尺層の炭層の地質は概ね一五五厘米北に向つて約二〇厘米傾斜す。

炭層は全区域に亘つて賦存し、炭層の厚さは山丈一〇一〇米炭丈四九〇米である。

本申請区域に右記申請炭層の上二尺層が賦存することはその下部約三〇三〇米の杉谷互尺層の坑道面中逐入坑道で探掘された。

又上二尺層は、貴分ロニ多粘粘性レフツシンドロ（遊揚結）種位の普通層青炭に属し、炭質成分九六多程度で種炭成分一五多（六六〇〇カロリ）の場合の塊炭水沈多層は六一多の石炭である。

右紙は説明帳簿を説明しました。

運 由 書

本紙は指定申請区域は、三井鉱山株式会社所有の福岡県直轄地第貳七五七九号区域内の東南部に在り。

該区域は申請人である、共同石炭産出株式会社福岡県直轄地第六一四号の石炭権を以て設定し居り、その当時設定目的の層は薄層で経済的可採埋量に該当しないとの見解で一応除外したが、産出の結果採掘可能となつたので今回追加設定するものである。

当申請区域の設定目的の層は、同様に附つては隣接の申請区域の層部にある申請人所有の福岡県直轄地第貳七五七九号区域(日吉原鉱)と合併産出の計画を確立している。

即ち申請人日吉原鉱は直轄地六一四号設定と共に杉谷五尺層の採掘目的にて竹塚坑の産出開採を行い、杉谷五尺層を採掘中である。

右開採に伴い、本申請区域の設定申請層たる上二尺層と現在採掘中の杉谷五尺層との層間開採は別産状図に示す如く約二〇二〇米という僅少であり同文も〇四九〇米であることと確認した。

従つて、右竹塚坑杉谷層を利用し、申請層たる上二尺層を新採することは技術的、にも容易であり経済的に適當と見受される。

且つ原簿若三井鉱山株式会社に於ても、本区域の本更新のみを採掘することは経済的に困難である。

今度の鉱業区域間に對路する坑内外開設は日清炭が完備している。

故に今因私鐵第四一四号の採掘権に属しない上二尺制のみの採掘権を設立し申請人の採掘区域および該採掘区域と共に合併採掘を実施すれば合理的に且又経済的に開採して採掘の有利利用を圖り得ることは明かである。

従つて該採掘権を申請する次第なり。

鉱業財団の登記簿原本の採用

本申請の原区である深岡系採掘権登録第一五七号の採掘権は鉱業財団に所屬していますので、その登記簿原本を添付すべきであります。また提出した昭和三十五年七月六日付の原本は、その發現在該採掘権若その他変更は無いので消通出租受第五一七号に添付しあるものを採用する様御願いたします。

尚茲当採掘権は左記の通りであります。

記

一 東京都千代田区丸の内番丁八番地

日本 興 業 銀行

二 東京都中央区日本橋區町屋丁百四番地


三井信託銀行株式会社

昭和叁拾五年九月

日

寫

委任状

私は  を代理人と
 定めて次の事項を委任する。
 当社が共同石灰鉱業株式会社に対し当社所有福岡県
 探掘権登録第15777号鉱区の一部面積4334平方
 メートルに賦存する石灰層のうち上二尺層並にこれに附
 随する耐火粘土に粗鉱権設定を承諾するにつき粗鉱
 権設定申請をなしその認可後發給証受領に至るまで
 所轄官庁に対し必要な諸手続をなす一切の件

以上

昭和35年7月27日

東京都中央区日本橋區町丁目番地

三井鉱山株式会社

東京都杉並区馬場丁目番地

代表取締役 栗木 幹



昭 35 第 426 号

寫

福岡県産産局長
川 瀬 健 治 殿

東京都中央区日本橋區町丁目番地

探 掘 権 者 三 井 鉱 山 株 式 会 社

右 代 表 取 締 役 栗 木 幹

福岡県高橋郡御町大字福生五五番地

三井鉱山株式会社山野鉱業所

右 代 理 人 栗 木 幹 又 栗 木 幹



寫

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document.)

委任状

矢島 四郎

右の者を私の代理人と定め左の権限の行為を委任す。

「飲業法第七十七条及同法施行規則第二十三条に基き、三井鉱山株式会社所有の福岡県探掘権登録部七九号鉱区に左記の通り租賦増設定の中請を為し、認可通知書を受領に至る監査認可通知書受領後は登録税を納付し、登録済証を受領に至る迄の一切の行為

記

所在地	福岡県嘉穂郡福集町
面積	四千六百拾四アール
特約した鉱床	本府群中の上二尺層並にこれに附随する耐火粘土

右代理委任の意思を表示す。

昭和五年九月 日

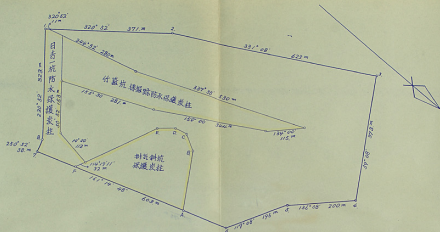
寫

寫



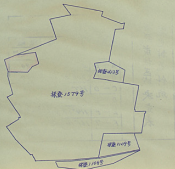
契約書添付圖

縮尺五千分之一



上二尺			
圖線	方位角	距離	
E-A	161°14'48"	142.7	
A-B	235°30'	180.	
B-C	208°30'	54	
C-D	167°15'	36	
D-E	138°26'	56.	
E-F	114°19'11"	271	
F-G	161°14'48"	115.	

炭權炭柱區域
水球權炭柱
柑兜斜坑



又五千分之一

- 第6条 甲は乙の租飲区内に立入り、測量その他の措置をなし、又は参考資料の提出を求めることができる。
- 2 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。
- 第7条 乙は租飲区内の探掘により甲の事業に支障を来さないよう最善の措置を講ずるものとする。
- 2 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。
- 第8条 この契約に基づく細目事項につき必要ある場合は、甲の山野飲泉所長と乙との間で、別途協定するものとする。
- 第9条 乙は租飲区に関して発生する地元関係問題については、全責任をもつて、その解決にあたるものとする。
- 第10条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承諾なしに、第三者に譲渡し若しくは、その他権利の對象としてはならない。
- 第11条 乙が租飲料の支払、その他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。
- 2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。
- 第12条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に異議を生じたときは、甲、乙互に協定をもつて協議し、その解決に当るものとする。

のとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、甲、乙各1通を保有し他の1通は租飲権設定申請のため使用する。

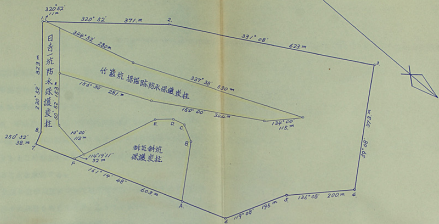
昭和25年7月20日

東京都中央区日本橋區町丁目ノ番地ノ
 甲 三井炭山株式会社
 社長 栗木 幹

東京都中央区銀座7丁目ノ番地ノ
 乙 共同石炭飲泉株式会社
 社長 入交 太 蔵

契約書添付圖

縮尺五千分之一



上二尺			
測線	方位角	距離	
E-A	161° 19' 48"	142.7	
A-B	239° 30'	180.	
B-C	208° 30'	54	
C-D	167° 15'	36	
D-E	138° 25'	58.	
E-F	114° 19' 11"	271	
F-G	161° 19' 48"	115.	

保儀表柱區域決定表
本生排氣斜坑



大正十五年六月

昭和二十二年七月二十日

東京部中央区日本橋區町二丁目ノ番地ノ
振出振寄 三井信託銀行 株式会社
社長 杉 谷 武 雄

契約書添付圖





同 業 者

飲 区 福岡県探田権登録部ノシラフ号
 飲農業者 東京都中央区日本橋室町ノ丁目ノ番地ノ
 三井鉱山株式会社
 代表取締役 栗 木 幹

弊行が該当権を取得している福岡探田局大牟田出張所登録部ノ号
 飲農対照所具上記飲区に対し、下記ノ通り租飲権を設定すること
 につき同意します。

記

- ノ 租飲業者
 東京都中央区銀座ノ丁目ノ番地ノ
 共同石灰炭業株式会社
 社 長 入 交 太 郎
- ニ 区 域 宮城四ノ道のり
- ハ 面 積 〇・〇〇〇アール
- ニ 炭 層 上二尺層及びこれに附随する耐火粘土

以 上

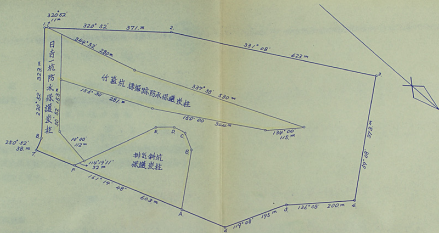
種別	地号	面積
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇

全権委託
 大塚洋行
 大塚洋行



契約書添付圖

縮尺五千分之一



上二尺			
測線	方位角	距離	
B-A	161° 14' 48"	142.7	
A-B	239° 30'	186	
B-C	208° 30'	54	
C-D	167° 15'	36	
D-E	138° 25'	56	
E-F	114° 19' 11"	271	
F-G	161° 14' 48"	115	

保護炭柱區域
決定表
本生排坑斜坑



昭和22年7月20日

東京都千代田区九ノ内ノ丁目ノ番地ノ
低当権者 日本興業銀行
總裁 太田 利三郎

契約書添付圖





登記簿抄本

一、商号 三井鉱山株式会社

一、本店 東京都中央区日本橋室町式丁目壹番地壹

一、取締役の住所氏名

東京都杉並区馬橋式丁目壹式番地壹

一、代表取締役の氏名

栗木幹

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違ないことを認証する

昭和 年 月 日



同 意 書

茲 区 福岡県福岡市東区ノリノリ号
 取締役者 東京都中央区日本橋室町ノ丁目ノ番地ノ
 三井 鉱 山 株 式 会 社
 代表取締役 栗 木 幹

併行が抵当権を取得している福岡県福岡市大牟田出張所登記簿ノ号
 抵当財団所屬上野区に対し、下記ノ通り抵当権を設定すること
 につき同意します。

記

- ▲ 抵当権者 東京都中央区銀座ノ丁目ノ番地ノ
 共同 石 炭 炭 礦 株 式 会 社
 社 長 入 交 太 郎
- ▲ 区 域 別紙因承ノ通り
- ▲ 要 領 〃〃〃ノアル
- ▲ 尺 層 上二尺層及びこれに隣接する耐火土

以 上

寫



印鑑証明申請書

右印鑑は貴所に提出してある印鑑と相違がないことの御証明を願いたく申請いたします

手数料 参 拾 円 也

昭和 年 月 日



東京都中央区日本橋室町三丁目1番1号
三井鉱山株式会社
代表取締役 栗 木 幹



東京都中央区日本橋室町三丁目1番1号
三井鉱山株式会社
代表取締役 栗 木



東京法務局
日本橋出張所御中

昭和五年七月五日

東京法務局日本橋出張所
法務部課長 櫻 井 三 郎



寫

登記簿抄本

司法書士 池田 七 藏 造
電話 東京 四 八 七 八 六 番

一 商号 共同石炭銚業株式会社
一本店 東京都中央区銀座七丁目五番地の左
一 取締役の氏名住所

高知市世代町武松老番地

一 代表取締役の氏名

入 交 太 藏
入 交 太 藏

以下余白

昭和五年七月五日



右 飯塚幸三郎
若馬日本橋出張所



寫

右印鑑の証明を申請いたします。

手数料 金四拾円

昭和參拾五年六月六日

右

入交太



東京法務局

日本輸出振所 御中

印鑑



印鑑証明書交付申請

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅
興則石炭産業株式会社
代表取締役 入交太 殿
明治三十九年八月拾四日生

右は登記簿の抄本であらう。

年 月

昭和參拾五年六月七日



日本輸出振所

昭和參拾五年六月七日



昭和參拾五年六月七日

小

この印鑑は登記所に備えてある印鑑と相違がないことを証明する。

明治五年六月五日



東京府 麹町区 日本橋出張所

飯塚幸三



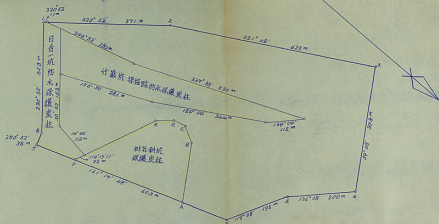
租鉦権設定
申請図面

区域図
鉦床図

各一葉

契約書添付圖

縮尺五千分之一



上二尺	
測線	方位角 距離
6-A	161° 14' 48" 142m
A-B	239° 36' 180
B-C	208° 30' 54
C-D	167° 15' 36
D-E	188° 26' 54
E-F	114° 19' 11" 271
F-7	161° 14' 48" 115

保護表柱區域決定表
本生排氣斜坑



契約書添付圖

但この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

第14条 本証券権設定のための申請書に添付する契約書は別途作成する。

第15条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に異議を生じたときは、甲、乙互に誠意をもつて協議し、その解決に当るものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和22年7月20日

東京都中央区日本橋區町丁目ノ番地ノ

甲 三井炭山株式会社

社長 栗木 幹

東京都中央区銀座7丁目ノ番地ノ

乙 共同石灰炭業株式会社

社長 入交 太 郎

(事業計画)

第5条 乙は租飲区の採掘については、予め甲に施業案又は事業計画を提示し、その承諾を得なければならない。
これを変更するときもまた同様とする。

(調査資料の提出)

第6条 甲は乙の租飲区内に立ち入り、調査その他の調査をなし、又は調査資料の提出を求めることができる。

1 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。

(損害の防止、処理)

第7条 乙は租飲区内の採掘により甲の事業に支障を及ぼさないよう最善の処置を講ずるものとする。

1 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

(飲害賠償)

第8条 租飲区の採掘に基く飲害については、乙が全責任を負うものとする。

1 乙は租飲区の採掘完了後又はこの契約解除後といえども前項の責任は免れ得ない。

第9条 乙は前条の飲害賠償の保証金として租飲権設定登録の月

より毎月3万円を金/ノ2万ノ千円に達するまで、甲に積立てなければならない。但し、臨時石炭飲害復旧法廃止の場合は、乙の積立総額及び月別積立方法については別途協定する。

1 物価の著しい変動により、前項の金額を改訂する必要がある場合は甲乙改めて協定するものとする。

2 第1項の保証金は租飲区の採掘に基く飲害の賠償が完全に終了したときに、これを清算するものとする。

(細部協定)

第10条 この契約に基く細部事項につき必要ある場合は、甲の山野飲業所長と乙との間で、別途協定するものとする。

(地元関係)

第11条 乙は租飲区に関して発生する地元関係問題については、全責任をもつて、その解決にあたるものとする。

(権利義務の承継)

第12条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承諾なしに、第3者に譲渡し若しくは、その他権利の対象としてはならない。

(契約の解除)

第13条 乙が租飲料の支払、飲害賠償保証金の積立、その

所長

租
賦
権
設
定
説
明
書

探
掘
権
者
と
な
る
者

三
井
鉱
山
株
式
会
社

共
同
石
炭
採
掘
株
式
会
社

山 石 採 掘 権

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭採掘株式会社を乙とし、乙が甲所有の山野鉱区の一部に租賦権を設定することについて、次のとおり契約を締結する。

(租賦権)

第1条 甲は乙が甲所有の採掘業探掘権登録第ノ ア 号鉱区の一部宮田 A 示の区域面積 B に賦存する炭層のうち上二尺層に租賦権を設定することを承諾する。

2 前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれに多少の異動を来しても甲、乙とも異議のないものとする。

(保護炭往)

第2条 乙は前条租賦権設定承諾区域の内、別図黄色区域については保護炭往としてこれを探掘しないものとする。

(存続期間)

第3条 第1条の租賦権存続期間は、設定登録の日から昭和 C 年 D 月 E 日迄とする。

2 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

(租賦料)

第4条 第1条の租賦料は、金 F 千円也とし、乙は甲に租賦権設定登録と同時にこれを支払う。

昭和三十五年九月 日

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

申請人 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 大 蔵

福岡県高橋郡高橋町大字才田二二六番地の一

右代理人 矢 島 四 郎

福岡商産局長

川 瀬 性 治 殿

租鉱権設定設備設計書提出の件

昭和三十五年九月 日 福岡四三五年租第 号を以て申請したる租
鉱権の設定申請に必要なる設備設計書別紙の通り提出致します。

申請人

東京都中央区銀座七丁目五番地の一

共同石灰産業株式会社

右代表取締役 入 文 太 郎

原 鉱 山 名

三井鉱山株式会社 山 野 炭 鉱

原 鉱 山 の 月 産

五〇、〇〇〇

地 質 の 状 態

申請区域の殆んどは山地丘陵地で地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より成り、此の間に北方層群中の竹谷、本層、大洗の三炭層群を含み、断崖は申請区域の西部にあり当区域に向つて傾斜し全区域に連続する。

断崖深度は竹谷、本層間は約六九米、本層、大洗層間は約一五一米である。

当申請区域内に於ける断崖は層間に略南北に走る断崖より約五五米の正断崖と区域の深部に南北に延びる断崖より約一〇米の正断崖がある。

主要な竪穴の位置、走向、傾斜および厚さ。

当申掘区域の探掘目的炭層は本層群中の上二尺層にして炭層の走向は概ね一三四度北に向つて約二〇度傾斜す。

炭層は全区域に亘つて賦存し、炭層の厚さは山丈一〇一〇米、山丈〇四九〇米である古測の位置。

祖家権設定区域における目的炭層の上二尺層は古測は無いがその下部約三、八七五米の杉谷五尺層下層はその殆んどが三井山野炭層に於て探掘所である。然し乍ら該探掘区域は現在探掘に於て推進中の三井山野炭層の坑道と連絡しているので古測の測本は全く無し。

又約二、〇二〇米下層の杉谷五尺層上層は日吉野炭竹炭坑に於て現在採掘中である。申掘区域の右部には日吉野炭層が探掘した、杉谷五尺層の古測があるも、申掘炭層と全一の上二尺層は現在日吉野一坑に於て採掘中である。

然し乍ら前記日吉野一坑の探掘に對しては別紙探掘計画図に図示の如く五〇米の防水保安炭柱を換すこととしてゐる。

探掘炭層および可採炭層

当申掘区域内に於ける、探掘目的炭層である上二尺層の調査は次の如くである。

炭層名	層厚	調査箇所	調査結果	調査箇所	調査結果	調査箇所	調査結果		
上二尺層	約2.0m	CA	0.237	177000057	4.177000	220000	6.07200	4.0	4.2000

右炭層は現在竹炭坑深部（祖達第六一四号区域）に於て調査探掘開始中の杉谷五尺層（採取炭層約七万屯）と同様に探掘することに計画してゐる。

一年間に於ける予定出炭高

三六、〇〇〇屯（月産三、〇〇〇屯）

右出炭予定は竹炭坑上りの出炭高である。

探掘方法

昭和三十四年三月三十日付三四福選炭課第三六号を以て加藤炭の認可を受けたる竹炭坑の本側、排炭部および片側（杉谷五尺層上層各層坑道）を利用して長屋式坑および柱柱形式で探掘する。



十

地表物件（別表）の有無

申請区域の地表は大部分が山地帯で掘削段層の直上には河川、橋梁、邸舎等は無いが探掘による六〇度の紅管子定境界角線をとると一部に農村部高および農地其の他公共的物件として山田川橋梁および道路等が探掘の影響範囲内にはいる。

十一

紅管子防護係

一 紅管子防に關する探掘上の処置

知袋は前述の通りであるが、申請段層（上二尺層）との深さは層部で約一〇〇米、掘部で約二五〇米である。上記地表下の探掘に際しては地表陥落を防止するため、探掘部には硬充填および排水等の充填を三〇％以上行う。

二 掘削部の位置、掘削子定界および流失防止方法

掘削の一部は坑内探掘部充填処置するが、他の地石は現在の竹藪坑の掘削場を利用し竹藪七五馬力探掘機で巻掛け取車で運搬し積打式に捨棄する。竹藪坑掘削場は山上海抜標高七〇米を基準として、山地の谷間抜標高四五米を水平に延長して、さくように掘削する。この掘削子定区域内および附近には民家および公共施設等の副物件はなく兩端は社有地で被害は起らないが形用掘削等の保護には土留、石留

掘等の防護施設を行い地じり崩壊等の予防工事をする。

掘削子定量は三四五、〇〇〇立方米である。

三 坑内排水量および洗掘汚水放出量並にこれ等についての紅管子防処置

竹藪坑の現在の坑内水は常時毎分〇、二五立方米程度で地面層は毎分一、〇立方米の充積なるため、これに対する排水設備をなし、坑外へ排水する。

坑内より排水された水は坑口附近に設置しているコンクリート造りの貯水槽に入れ、それより竹藪掘削機の水洗用水又は其の他の使用水として利用する。

掘削水の放流については、式型逆溜設備（二）により裏面を回収すると共にその排水は四〇馬力ポンプにて湧水の上竹藪掘削場に放流す。

その排水量は一日約四〇〇立方米である。

右掘水掘削の放水は洗掘槽に入れ浄水の上排水専用のコンクリートの戸櫃で才田川に流入せしむ。

十二

紅管子賠償に關する処置

一 法定保証金以外の賠償保証金の方法および四圍地帯埋立金

三井鉱山株式会社に対し紅管子賠償の保証金として毎月三万円を金百五十二万九千円に

地産物件一覽表

(單位千円)

種別	数量	構造	合評價額	許子額	容積率	現狀面積	容積率	備考
住宅	5百 180坪	坪		215				
水田	46反			425				
畑	27所			80				
道		米						
井		本						
高		坪						
校		坪						
役場		坪						
其他物件の敷地		坪						
其他施設		坪						
河川	430米			445				
橋梁	17所			115				
堤防								
道路	710米			47				
鉄道								
水道								
計				1529				

十 隣接地区との関係

上述の如く三井山野鉱業所に於ては、地元の協定は無い。三井山野炭礦所の採掘計画は、三井山野炭礦の採掘計画の採掘計画に對して、別紙採掘計画の通り保護居住を奨励する。又南側区域境界線内にある共同日吉炭礦の採掘計画に對して、防冲保安居住として申立〇米の居住を本区域に付して奨励する。隣接地区(尾形および石部)は、甲種人煙の日吉炭礦であり、又本申請区域の地産は日吉炭礦に於て合併採掘を為すので、別紙に記し無い。又採掘に當つては、原住者の三井山野炭礦所の承認を得て実施することとしている。

十四 その他

無し

添付図

第四葉の内第一葉採掘計画図 縮尺三千分一

“ 第二葉坑外図 “ 三千分一

“ 第三葉炭層柱狀図 “ 六十分一

“ 第四葉断面図 “ 三千分一

添付するては、採掘計画図、坑外図、炭層柱狀図、断面図、



第壹葉の内第一葉

採掘計畵圖

縮尺三千分の一



第四卷內第二葉

坑外圖

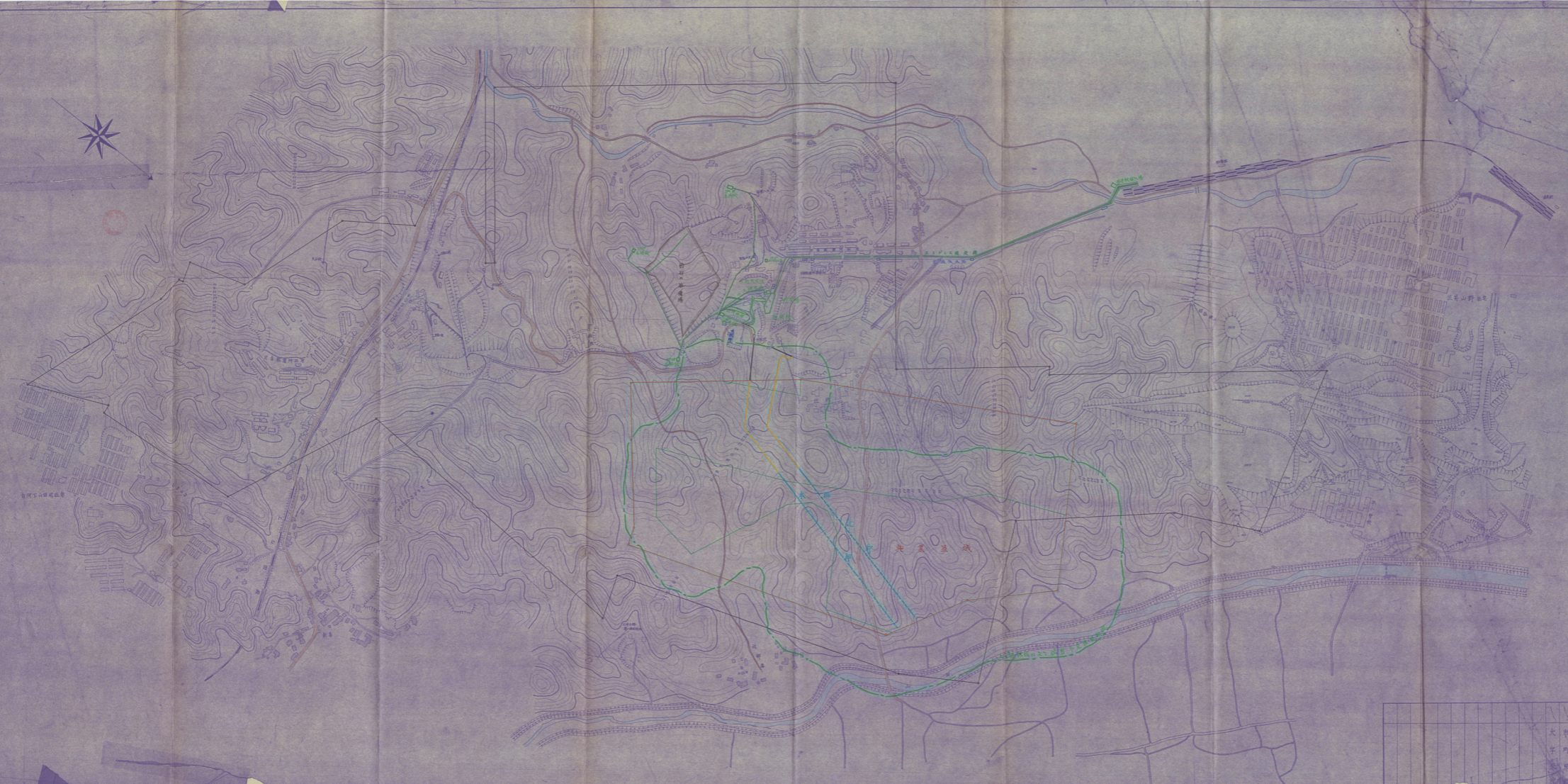
縮尺三十分一



共同石炭鐵礦
株式會社

坑外圖

縮尺三十分之一



▲	標高	標高
□	坑外區域	坑外區域
○	坑內區域	坑內區域
△	河川	河川
▽	道路	道路
■	林	林
◇	大字	大字



第四集 內第三葉

炭層柱狀圖

縮尺十分之一



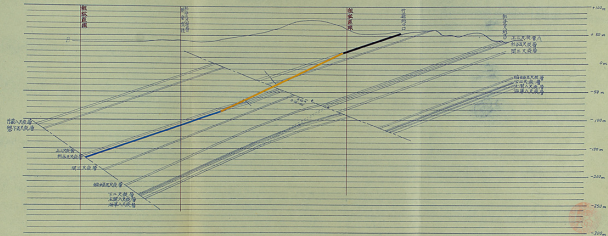
第四葉の内第四葉

断面圖

縮尺三十分之一



A-B 断面圖 縮尺三千分一



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

日吉鑛業所
 共同石炭
 鑛業株式会社
 福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一
 (稲築局区内)
 電話 稲築四三〇番
 大隈一一番

昭和 〇〇 年 〇 月 〇 〇 日

三井山崎炭礦所

所長 原 納 又 夫 殿

共済石炭日吉炭礦所

所長 矢 島 〇 〇 〇



上二尺層租賦額設定の完了報告

御社の特別の御厚意により御承諾を得ました上二尺層の租賦額設定の件につきまして大岡県官庁にその申請を為し御承認の通り昭和〇〇年〇月〇日付にて認可を受け租賦額〇〇〇号として租賦額の登録を完了致しました。之も併へて御社の御厚情の賜と深く感謝の意を表しますと共に報告致します。

昭和 三十五年 九月 〇 〇 日

共済石炭日吉炭礦所

所長 矢 島 四 郎

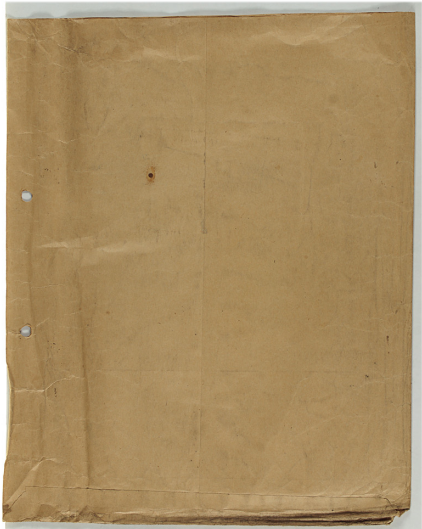
三井山崎炭礦所

所長 原 納 又 夫 殿

租賦額設定申請書類の件に付御返

先般来より御届い申上げていました、上二尺層の租賦額設定につきましては今般御社の特別の御厚意により御承諾を得ましたので当社より別紙添付の書類通り大岡官庁へ申請手続を致したと思っておりますので、御検閲の上何分の御指示を賜りますようお願いいたします。







杉谷上二尺層

租鉦
權設定
に関する
書類

福岡通商産業局

(福岡中央局管内) 福岡市秦院伊福町13番地

電話中 ⑤231 ~ 5239番

山元 実施案 地不9687号

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、大同石炭鉱務株式会社を乙とし、乙が甲所有の山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて、次のとおり契約を締結する。

(租鉱権)

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探採権登録第ノ777号鉱区の一部(別図々示の区域)面積 ≈ 227 アールに賦存する炭層のうち上二尺層に租鉱権を設定することを承諾する。

1 前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれに多少の異動を免じて甲、乙とも異議のないものとする。

(保護炭柱)

第2条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の内、別図黄色区域については保護炭柱としてこれを探採しないものとする。

(存続期間)

第3条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から昭和22年ノ月22日迄とする。

1 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

(租鉱料)

第4条 第1条の租鉱料は、金 ≈ 77 ノ千円也とし、乙は甲に租鉱権設定登録と同時にこれを支払う。

(事業計画)

第5条 乙は租鉱区の探採については、予め甲に地盤案又は事業計画を提示し、その承諾を得なければならない。

これを変更するときもまた同様とする。

(調査資料の提出)

第6条 甲は乙の租鉱区内に立入り、調査その他の調査をなし、又は参考資料の提出を求めることができる。

1 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。

(損害の防止、処置)

第7条 乙は租鉱区内の探採により甲の事業に支障を来さないよう被害の処置を講ずるものとする。

1 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

(鉱害賠償)

第8条 租鉱区の探採に基づく鉱害については、乙が全責任を負うものとする。

1 乙は租鉱区の探採完了後又はこの契約解除後といえども前項の責任は免れ得ない。

第9条 乙は前条の鉱害賠償の保証金として租鉱権設定登録の月

より毎月3万円を金ノノ2万7千円に達するまで、甲に積立てなければならない。但し、臨時石炭被害復旧法廃止の場合は、乙の積立総額及び月別積立方法については別途協定する。

2 物価の著しい変動により、前項の金額を改訂する必要が生じた場合は甲乙改めて協議するものとする。

3 第1項の保証金は租賦区の採掘に基づく被害の賠償が完全に終了したときに、これを清算するものとする。

(細部協定)

第/0条 この契約に基づく細部事項につき必要ある場合は、甲の山野鉱業所長と乙との間で、別途協定するものとする。

(地元問題)

第/1条 乙は租賦区に関して発生する地元関係問題については、全責任をもつて、その解決にあたるものとする。

(権利義務の承継)

第/2条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承諾なしに、第三者に譲渡し若しくは、その他権利の対象としてはならない。

(契約の解除)

第/3条 乙が租賦料の支払、被害賠償保証金の積立、その

他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

第/4条 本租賦権設定のための申請書に添付する契約書は別添作成する。

第/5条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に疑問を生じたときは、甲、乙互に協議をもつて協議し、その解決に出るものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和24年7月20日

東京都中央区日本橋室町4丁目/番地/

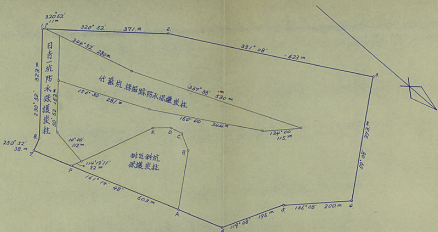
甲 三井炭山株式会社
社長 栗木 幹

東京都中央区銀座7丁目/番地/

乙 共同石炭鉱業株式会社
社長 入交 太 郎

契約書添付圖

縮尺五千分之一



上二尺			
測線	方位角	距離	
G-A	161° 14' 48"	142.7	
A-B	239° 30'	180	
B-C	208° 30'	54	
C-D	167° 15'	36	
D-E	138° 25'	56	
E-F	114° 19' 11"	27.1	
F-G	161° 14' 48"	115	

緩衝地帯區域決定表
本庄排花針坑



0.5cm

0.5cm



共

昭和35年7月28日

三井鉱山株式会社山野鉱務所

所長 原 祐 久 殿

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱務所

所長 矢 島 四

鉱業権設定契約書に係る了解事項送付の件

貴社の特別の御厚情を蒙り今回鉱業権設定の契約（昭和35年7月20日付）を致しましたが、譲渡約第7条に基く鉱業権保保証金に対する利息の件についての了解事項送付の遅り御送付申上げますから御査収いたします。

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱務所

〒100 東京都千代田区千代田
本町六番一丁目 電話四三〇〇

昭和22年4月2日

三井鉱山株式会社山形鉱業所

所長 原 祐 又 夫 殿

共同石炭鉱業株式会社吉鉱業所

所長 矢 島 四 郎 殿

貴区譲渡契約書について

先般受領致しました関係契約書並に関係書類につきまして当社は

承認致しましたので御印の上御送付申上げます。

従いまして貴社の関係照の上関係官庁に手続きを致しますから、

御承認の程御願申上ます。

覚 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、甲乙間で締結の昭和35年7月20日付租賦権設定契約書第1条の「耐火粘土」の取扱につき、次の覚書を交換する。

第1 「耐火粘土」は租賦権設定の官庁認可取付けの必要上記載したもので、乙は之を譲渡しないものとする。

第2 本租賦区における乙の掘削により、万一「耐火粘土」の露出をみた場合には、すべてこれを甲に引渡すものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙各その1通を保有する。

昭和35年7月20日

三井鉱山株式会社
甲 社長 原 木 幹

共同石炭鉱業株式会社
乙 社長 入 交 太 郎

昭和三十五年九月 日

共同石炭日産鉱業所

所長 矢島四郎

三井山野鉱業所

所長 原 祐 又 次 殿

鉱権設定申請書類の件に付御願ひ

先般来より御願ひ申上げていました、上二尺層の鉱権設定につきましては今般御社の特別の御厚意により御承諾を得ましたので当社より別紙添付の書類通り関係官庁へ申請手続を致したと思ひますので、御検査の上御指示を賜りますようお願いいたします。

昭和三十五年九月 日

共同石印日吉紙業所

所長 矢島 四郎

三井山野紙業所

所長 原 勉 又 夫 殿

葛城種設定申請書類の件に付御座い

先般来より御座い申上げていました、上二尺層の粗紙種設定につきましては今般御社の特別の御厚意により御承諾を拜ましたので当社より別紙添付の書類通り関係官庁へ申請手続を致したいと思っておりますので、御検査の上何分の御指示を賜りますようお願いいたします。

組立機設定設備設計書

採掘機着 三井鉱山株式会社
組立機着とな 共同石炭産業株式会社
ろうとする者

昭和三十五年九月 日

東京都中央区銀座七丁目五番地の所

申 請 人 興 國 石 炭 鉱 業 株 式 会 社

右代表取締役 入 交 太 郎

福岡県高橋郡新町大字才田二二六番地一

右代理人 矢 島 四 郎

福岡酒造業局長

川 瀨 健 治 殿

茲依指設定設備設計書提出の件

昭和三十五年九月 日福岡出三五年組第 号を以て申請したる指
定権の設定申請に必要なる設備設計書別紙の通り提出致します。

七 申請人

東京都中央区銀座七丁目五番地の一

共同石灰産業株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

八

原鉱山名

三井鉱山株式会社 山野 炭 鉱

九

原鉱山の月産

五〇、〇〇〇

四

地質の状況

申請区域の殆んどは山地丘陵地で地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より成り、此の間に重方層群中の竹谷、本層、大鏡の三段層群を含み、局部は甲層区域の西端にあり当区域に向つて傾斜し全区域に透入する。
既削深度は竹谷、本層間は約六九米、本層、大鏡層間は約一五一米である。
当申請区域内に於ける既削は層部に略南北に走る深上り約五五米の正新層と区域の南部に南北に延びる深上り約一〇米の正新層がある。

十 地表物件（別表）の考慮

甲種区域の地表面は大部分が山地帯で掘削掘削の直上には河川、橋梁、影響等が無いが掘削による穴〇度の坑等予定掘削角幅をとると一部に掘削部および掘削部の公共的物件として山田川橋梁および道路等が掘削の影響範囲内にはいる。

十一 坑等予防関係

一 坑等予防に関する掘削上の措置

地表は前述の通りであるが、甲種掘削（上二尺層）との深度は掘削部が約一〇〇米、掘削部が約二五〇米である。上記地表下の掘削に際しては地表陥落を防止するため、掘削部には泥充填および排水等の充填を三〇％以上行う。

二 掘削部の位置、掘削予定量および泥充防止方法

掘削部の一部は坑内掘削前に充填処置するが、他の掘削は現在の竹炭坑の掘削場を利用し竹炭七五立方メートル掘削機で掘削し掘削機に掘削機を打撃する。竹炭掘削場は山上掘削機高七〇米を基準として、山外の谷間掘削機高四五米を基準に掘削して、いくように掘削する。この掘削予定区域内および附近には民家および公共施設等の掘削部をなく用事は社有地で被害は起らないが掘削用掘削等の掘削部は土質、石垣

掘削部の防護施設を行い地じり崩壊等の予防工事をする。

掘削予定量は三四五、〇〇〇立方メートルである。

三 坑内排水および洗掘排水放出量並にこれ等についての坑等予防措置

竹炭坑の現在の坑内水は毎時毎分〇、二五立方メートル掘削機で掘削機は毎分一、〇立方メートルの流量を有し、これに對する排水設備をなし、坑外へ排水する。

坑内より排水された水は坑口附近に設置しているコンクリート造りの貯水槽に入れ、それより竹炭掘削機の洗用水又は其の他の使用水として利用する。

掘削水の放流については、式洋掘削機（二台）により設備を回収せずと共にその排水は四〇周力ポンプにて掘削の上竹炭掘削機に放流す。

その排水量は一日約四〇〇立方メートルである。

右掘削機の排水は沈澱槽に入れ排水の上排水専用のコンクリートの河槽で才田川に流入せしむ。

十二 坑等賠償に陥る始末

一 法定保証金以外の賠償積立金の方法および出現出り積立金
三井鉱山株式会社に対し坑等賠償の保証金として毎月三万円を金百五十二万九千円に

地産物件一覧表

(単位千円)

種別	数量	用途	合計 野面積	被 子 取 額	寄 与 額	気 状 被 害 有 無 及 程度	備 考
非 公 共 施 設 関 係	地 物	5坪			215		
	宅 地	180坪					
	水 田	44反			425		
	畑	〃					
	池	2分所			10		
	堰	米					
	水 路	〃					
	井	本					
	高 地	坪					
	その他	〃					
公 共 施 設 関 係	学 校	坪					
	役 場	〃					
	上記物件の敷地	〃					
	其他施設	〃					
	河 川	430米			445		
	橋 梁	17所			115		
	堤 防	〃					
	道 路	710米			69		
	鉄 道	〃					
	水 道	〃					
計				1527			

達するまで預立てるとの協約を締結している。

2.被害予想物件の賠償方針

臨海区域の採掘によつて被害を生じた場合は損害賠償の責を負う。
その折は三井山野鉱業所に於て、その折当りおよび復旧の一切を代行し、その復旧費用は前述の複立金とは別途に都度賠償を行い三井山野鉱業所で償出し、その費用を日吉炭鉱が三井山野鉱業所に支払う。

3.地元との被害賠償に関する協定

前述の如く三井山野鉱業所に於て被害賠償は總て代行するため、地元との協定は無い

十三 臨海区域との関係

南極区域域界線附近にある、三井山野炭鉱の非気新坑の坑道および坑外圍施設に對して炭礦採掘計画の通り保護責任を負担する。

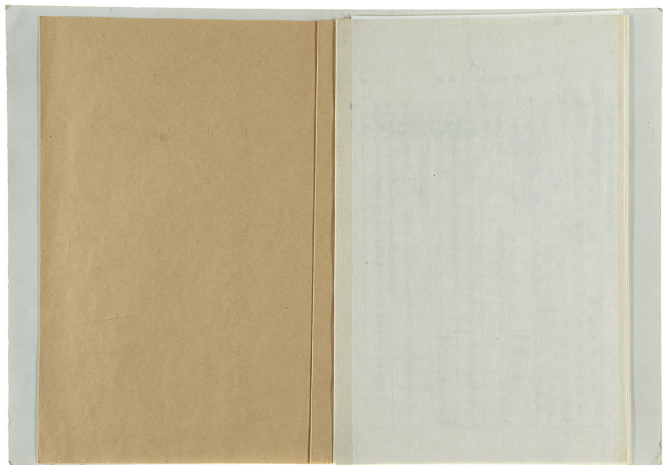
又南極区域域界線沿いにある共同日吉炭鉱の採掘部に對して防水保安施設として市五〇米の坑道を該区域に於て整備する。

臨海区域(一部および右部)は申請人経営の日吉炭鉱であり、又本市臨区域の施設は日吉炭鉱に於て合併施設を為すので関係は殆ど無い。

又隣接に當つては原権者の三井山野炭礦所の承認を得て実施することになっている。

十四 その他

無し



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話
稲築四三〇番
大隈一一番

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石灰炭業株式会社を乙とし、
乙が甲所有の山野鉱区の一部に租賦権を設定することについて、
次のとおり契約を締結する。

(租賦権)

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探掘権登録第ノエアア号鉱区
の一部別図々示の区域面積 $\times \times \times \times$ アールに賦存する炭層の
うち上二尺層に租賦権を設定することを承諾する。

2 前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれ
に多少の異動を余じても甲、乙とも異議のないものとする。

(保護炭柱)

第2条 乙は前条租賦権設定承諾区域の内、別図黄色区域につ
いては保護炭柱としてこれを採掘しないものとする。

(存続期間)

第3条 第1条の租賦権存続期間は、設定登録の日から昭和 $\times \times$
年ノ月 $\times \times$ 日迄とする。

2 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

(租賦料)

第4条 第1条の租賦料は、金 $\times \times \times$ ノ \times ノ千円也とし、乙は甲に
租賦権設定登録と同時にこれを支払う。

(事業計画)

第5条 乙は租賦区の採掘については、予め甲に事業案又は事業
計画を提示し、その承諾を得なければならない。

これを変更するときもまた同様とする。

(調査資料の提出)

第6条 甲は乙の租賦区内に入り、調査その他の調査をなし、
又は参考資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便
宜を考へるものとする。

(損害の防止、処置)

第7条 乙は租賦区内の採掘により甲の事業に支障を来せまいよ
う最善の処置を講ずるものとする。

2 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に
任ずるものとする。

(飲寄賠償)

第8条 租賦区の採掘に基く飲寄については、乙が全責任を負う
ものとする。

2 乙は租賦区の採掘完了後又はこの契約解除後といえども前項
の責任は免れ得ない。

第9条 乙は前条の飲寄賠償の保証金として租賦権設定登録の月

より毎月3万円を金/10万7千円に達するまで、甲に積立てなければならない。但し、臨時石炭賦課復旧法廃止の場合は、乙の積立総額及び月別積立方法については別途協定する。

2 物価の等しい実態により、前項の金額を改訂する必要がある場合は甲乙改めて協定するものとする。

3 第1項の保証金は租賦区の廃止に基く賦課の賠償が完全に終了したときに、これを清算するものとする。

(租部協定)

第10条 この契約に基く細目事項につき必要ある場合は、甲の山野賦課所長と乙との間で、別途協定するものとする。

(地元関係)

第11条 乙は租賦区に因りて発生する地元関係問題については、全責任をもつて、その解決にあたるものとする。

(権利義務の承継)

第12条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承継なしに、第三者に譲渡し若しくは、その他権利の対象としてはならない。

(契約の解除)

第13条 乙が租賦料の支払、賦課賠償保証金の積立、その

他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

第14条 本租賦協定のための申請書に添付する契約書は別途作成する。

第15条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に異議を生じたときは、甲、乙互に協議をもつて協議し、その解決に出るものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和33年7月20日

東京都中央区日本橋室町4丁目/番地/

甲 三井炭山株式会社
社長 栗木 幹

東京都中央区銀座7丁目4番地/

乙 共同石炭賦課株式会社
社長 入 交 太 郎

昭和 \times 年 \times 月 \times 日

三井山野鉱業所

所長 原 祐 又 次 殿

共済石炭日吉鉱業所

所長 矢 島 四 郎



上二尺層租賦権設定の完了報告

御社の特別の御厚意により御承諾を得ました上二尺層の租賦権設定の件につきましては関係官庁にその申請を為し別紙平しの通り昭和 \times 年 \times 月 \times 日付にて認可を受け租賦部 \times 号として租賦権の登録を完了致しました。

之も御へは御社の御厚情の賜と深く感謝の意を表しますと共に報告致します。

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、乙が甲所有の山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて、次のとおり契約を締結する。

(租 鉱 権)

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探鉱権登録第1177号鉱区の一部別図々示の区域面積 \times 33 \times アールに賦存する炭層のうち上二尺層に租鉱権を設定することを承諾する。

2 前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれに多少の異動を生じても甲、乙とも異議のないものとする。

(保 護 炭 権)

第2条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の内、別図黄色区域については保護炭権としてこれを保護しないものとする。

(存 続 期 間)

第3条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から昭和28年11月22日迄とする。

2 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

(租 鉱 料)

第4条 第1条の租鉱料は、金1177千円也とし、乙は甲に租鉱権設定登録と同時にこれを支払う。

(事 業 計 画)

第5条 乙は租鉱区の採掘については、予め甲に採掘案又は事業計画を提示し、その承諾を得なければならぬ。

これを変更するときもまた同様とする。

(調査資料の提出)

第6条 甲は乙の租鉱区内に立入り、測量その他の調査をなし、又は参考資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。

(損害の防止、処置)

第7条 乙は租鉱区内の採掘により甲の事業に支障を来さないよう最善の処置を講ずるものとする。

2 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

(飲 容 貯 債)

第8条 租鉱区の採掘に著く飲容については、乙が全責任を負うものとする。

2 乙は租鉱区の採掘完了後又はこの契約解除後といえども前項の責任は免れ得ない。

第9条 乙は前条の飲容貯債の保証金として租鉱権設定登録の月

より毎月3万円を金/10万7千円に達するまで、甲に積立てなければならぬ。但し、臨時石炭賦課復旧決算止の場合は、乙の積立額及び月別積立方法については別途協定する。

2 物価の著しい変動により、前項の金額を改訂する必要がある場合は甲乙改めて協定するものとする。

3 第1項の保証金は租賦区の採掘に基く賦課の賠償が完全に終了したときに、これを精算するものとする。

(細部協定)

第10条 この契約に基く細部事項につき必要ある場合は、甲の山野鉱業所長と乙の間で、別途協定するものとする。

(地元関係)

第11条 乙は租賦区に因りて発生する地元関係問題については、全責任をもつて、その解決にあたるものとする。

(権利義務の承継)

第12条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承諾をし、

第3者に譲渡し若しくは、その権利の對象としてはならない。

(契約の解除)

第13条 乙が租賦料の支払、賦課賠償保証金の積立、その

他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

4 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

第14条 本租賦協定のための申請書に添付する契約書は別途作成する。

第15条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に提議を生じたときは、甲、乙互に誠意をもつて協議し、その解決に出るものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和27年7月20日

東京都中央区日本橋室町2丁目4番地/
甲 三井炭山株式会社
社長 栗木 幹

東京都中央区銀座7丁目4番地/
乙 共同石炭鉱業株式会社
社長 入交 女 巖

